

給水装置工事に係る検査要領

全部改正 平成 30 年 11 月 2 日 水道部長決裁

給水管分岐工事検査要領（平成 18 年 4 月 14 日三郷市水道部）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 本要領は、三郷市水道事業給水条例（以下「給水条例」という。）第 7 条第 3 項及び、三郷市水道事業給水条例施行規則（以下「規則」という。）第 5 条第 1 項に規定する工事検査について定め、事務の効率化を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 本要領は、給水条例第 7 条第 3 項及び規則第 5 条第 1 項に規定する給水管分岐工事検査及び給水装置工事竣工検査に適用する。

（検査及び提出書類）

第 3 条 給水装置工事竣工検査は、原則として、現場検査により行うものとし、給水管分岐工事検査は、原則として、書類審査により行うものとする。

ただし、給水管分岐工事検査において、職員が検査に立ち会う場合は、第 4 条に定めるものとする。

2 給水管分岐工事検査を受けようとするものは、規則第 5 条第 2 項に規定する給水管分岐工事検査願（様式第 3 号）の他、分岐工事オフセット図、工事写真（給水装置工事設計施工基準に基づくもの）及びその他水道部が求める書類を提出すること。

3 給水装置工事竣工検査を受けようとするものは、規則第 5 条第 2 項に規定する給水装置工事竣工検査願（様式第 4 号）の他、竣工図（平面図・立体図）、給水装置工事に係る給水装置工事主任技術者検査事項に必要事項を記入したもの、給水装置工事承認書（様式第 1 号の 2）、給水装置工事設計審査承認書（様式第 2 号の 2）及びその他水道部が求める書類を提出すること。

（立会検査）

第 4 条 立会検査は、第 2 条に規定する給水装置工事竣工検査を行う場合、原則として、実施するものとする。

ただし、工事用の小規模な給水装置工事など、水道部が省略できると認めたものについては、立会検査を不要とする。

2 給水管分岐工事検査において、職員が立ち会う検査は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 三郷市指定給水装置工事事業者に指定された指定工事事業者が、初めて給水管分岐工事を実施する場合。
- (2) 開発事業等に伴う給水管分岐工事で分岐管口径がφ50mm以上で、水道部が必要と認めた場合。
- (3) 配水管が石綿セメント管、ポリエチレン管及び、その他の老朽管の場合で、給水管分岐工事により、配水管または近接分岐管などに水質、水圧など、安定給水の支障となり得ることが懸念され、水道部が必要と認めた場合。
- (4) その他、水道部が必要と認めた場合。

(検査時の立会)

第5条 検査の立会いは、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第36条第1号の規定により、当該給水装置工事を行う者として指名された給水装置工事主任技術者が行うものとする。

ただし、特段の事情があるときは、水道部の承諾を受けた場合のみ、当該給水装置工事に精通している者を立会い者とすることができる。

また、必要に応じて、申請者、施工者、若しくは工事内容を熟知した者の立会いを求めることができる。

2 立会者は、検査時において、当該給水装置の工事検査を容易に行うことができる状態とすること。

(検査事項及び方法)

第6条 給水装置に係る検査は、主に次の各号に掲げる事項について確認することとする。

なお、現場の状況により確認が困難な箇所については、あらかじめ水道部の承諾を得た場合に限り、写真により確認することとする。

- (1) 給水管の種類、口径、布設延長、オフセット、埋設深度
 - ア. 給水装置工事設計施工基準に定める管種が使用されていること。
 - イ. 埋設場所や埋設方法、埋設深さ等が給水装置工事設計施工基準に定めるとおりであること。
 - ウ. 計画使用水量に適した口径の給水装置が施工されていること。
 - エ. 給水装置工事申請書類等に添付されている図面のとおりに施工されていること。

(2) 配水管及び給水管からの分岐状況

- ア. 給水管の分岐箇所は、配水管の直管部分で、配水管の継手部及び、他の給水装置の分岐部との間で、内々の離隔を 30cm 以上とれていること。
- イ. 給水装置設計施工基準に基づき、配水管に対して適切な分岐材料を適切な施工方法で施工されていること。
- ウ. 穿孔機は、配水管等の材質に適した機材で適切に施工されていること。
- エ. 穿孔後における適切な防食のための措置が講じられていること。
(ポリエチレンスリーブ等による被覆、密着コアの装着)

(3) 止水栓・メーター器の構造、設置位置及び設置状況等

- ア. 止水栓は、敷地境界から 1m 以内に設置されていること。
- イ. 止水栓は、外力による損傷の防止、開閉操作・維持管理の容易性を考慮して設置されていること。
- ウ. メーター器は、止水栓から 1m 以内の位置とし、道路境界から 2m 以内（平面上の配管延長）に設置されていること。
- エ. メーター器の設置場所は、点検及び取替が容易であり、かつ、損傷、凍結等のおそれがない位置に設置されていること
- オ. メーターボックス等は、三郷市の承認を受けた指定材料を使用すること。

(4) 給水装置の防護措置（防寒、防露、防食等）

- ア. 凍結のおそれがある場所については、耐寒性能を有する給水装置の設置、又は断熱材、保温材で被覆するなど、適切な措置が施されていること。
- イ. 他埋設物等により、やむを得ず給水装置の埋設深さが浅くなってしまう場合は、あらかじめ道路管理者、当該埋設物等の管理者及び水道部との協議により、承諾を得た工法で施工するものとし、適切な措置が講じられていること。

(5) 公道等の路面復旧状況

- ア. 公道部における工事は、関係法令を遵守し、必要な申請手続き及び各管理者からの承認を受けたうえで、十分な安全措置を講じて、実施すること。
- イ. 舗装本復旧、埋戻し等に当たっては、道路管理者の指示に従い、すみやかに行うものとし、施工後の陥没、沈下等が生じないように十分に締固めを施すこと。
- ウ. 給水装置工事の施工によって生じた建設発生土、建設廃棄物等は、適切な処理が行われていること。
- エ. 給水装置が公道部等において、適切な位置に埋設されていること。
- オ. 道路管理者が求める施工写真等が整理されていること。

(是正措置)

第7条 市長は、規則第5条第5項の規定により、当該給水装置工事において、工事検査の結果、改善を要すると認めた箇所があるときは、申請者もしくは、給水装置工事主任技術者に対し、検査結果是正指示書(様式第4号の3)をもって、当該工事の改善を指示することができる。

2 前項において、検査結果是正指示書を受けた者は、是正結果報告書(様式第4号の4)をもって、市長に是正結果を報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。